

宮城県地域連携型放射光活用事業補助金 Q&A

（事業対象者関係）

Q1-1：「事業所」とは？

A1-1：本補助金においては、経済センサス-活動調査における事業所の定義を準用します。

【参考 経済センサス-活動調査における事業所】

- ・物の生産や販売、サービスの提供などの経済活動が、
 - ・単一の経営主体のもと（グループ企業は含めません。）
 - ・一定の場所を占めて
 - ・従業者と設備を有し、
 - ・継続的に行われているもの
- をいいます。

Q1-2：「補助事業実施の役割分担及び費用分担」はどのように示せばよいのか？

A1-2：役割分担に関しては申請書様式第1号別紙1（事業計画）に、費用分担に関しては申請書様式第1号別紙2（収支予算／決算書・支出明細書）に記載してください。

（対象事業・対象経費関係）

Q2-1：当社は中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者に該当するが、本補助金とナノテラスの利用料減免制度の併用は可能か

A2-1：より多くの企業にナノテラスの利用支援制度を活用していただく観点から、本補助金とナノテラスの利用料減免制度の併用は不可とします。ナノテラス利用料減免制度を申請する場合は、本補助金の補助対象経費から、ナノテラス利用料を除いてください。

Q2-2：ナノテラスでの測定を実施しない場合の補助対象経費の考え方について

A2-2：次に例示するような、ナノテラスの利用を視野に入れた事前測定や、ナノテラスの活用可能性を検討する取組にかかる経費を対象とします。最初からナノテラスの利用を想定しない場合は、要綱別表に示す経費であっても、補助対象としません。

（例）

- ・ナノテラス利用が有効な可能性があるが、より詳しく検討するために、X線機器（宮城県産業技術総合センターが保有するラボ機等）での事前測定を行う
- ・地場製品のブランド化へのナノテラス活用可能性を探るために、ナノテラスを実際に利用している企業や大学の教員などを講師とした勉強会を開催する

Q2-3：複数年にわたる期間でナノテラスの活用を検討しているが、本補助金を2年度以上にわたり交付申請することは可能か

A2-3：次年度以降においても本事業に係る予算が成立した場合において、交付申請していただくことは可能です。ただし、交付の申請及び交付決定は単年度ごとに実施するため、将来にわたる（複数年度にわたる）交付決定は担保されません。

Q2-4：消費税の取扱いについて

A2-4：消費税は補助対象経費となりません。

（申請手続き関係）

Q3-1：県税の納税証明書はどこで入手できるか

A3-1：管轄の各県税事務所において、「納税証明書交付申請書（一般用）」にて交付を受けられます。なお、項目欄は「未納がないこと」、税目欄は「全ての県税」を選択してください。

Q3-2：変更交付申請の必要性の判断基準は

A3-2：補助事業の内容に変更が生じる場合には、原則として様式第2号による変更承認を申請していただき、変更の承認を受ける必要があります。ただし、次の条件を全て満たす場合には、その例外となります。手続きが不要か判断しますので、担当課へ問い合わせてください。

（例外）

- （1）補助対象経費の総額の20%以内の減少又は経費区分の経費相互間の20%以内の変更であること
- （2）補助事業目的に支障を来すことなく、かつ、業務能率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更に関する軽微な変更であること

（その他）

Q4-1：補助金を先に受け取ることは可能か

A4-1：補助金は、支払いが済んでいる経費が対象となります。詳細は「宮城県地域連携型放射光活用事業補助金の手引き」の6ページをご覧ください。